

## モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること
------------------	--------------------------------

### 1. 政策体系上の位置付け

基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1	地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること
施策目標	1-2	<b>医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること</b>
個別目標	1	病院への立ち入り検査の徹底
<p style="text-align: center;">(主な事務事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法第25条第1項に基づく立入検査</li> <li>・ 医療法第25条第3項に基づく立入検査</li> </ul>		

#### 施策の概要（目的・根拠法令等）

##### 1. 目的等

医療法の規定に基づく立入検査により、病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を良質かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。

##### 2. 根拠法令等

医療法（昭和23年法律第205号）第25条

主管部局・課室 医政局指導課

関係部局・課室

### 2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	病院への立入検査件数（単位：件数） （全病院に原則年一回実施/毎年度）	8,656	8,645	8,669	8,518	集計中
2	立入検査結果の遵守率(単位：%) (一)	96.4	96.7	96.7	97.0	集計中
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標については、年度終了後に実施主体である各都道府県等がとりまとめ、厚生労働省に報告する。厚生労働省においては、各都道府県等(※)からの報告内容に不備がないか確認してから公表している。</li> <li>・ 平成18年度の数値については、現在集計中であり、平成19年12月には確定値等を公表予定である。</li> </ul> <p>(※ 各都道府県のほか、保健所を設置する市又は特別区において検査を実施している。以下同様。)</p>						

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1 病院への立入検査の徹底						
個別目標に係る指標 アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	病院への立入検査件数(単位:件数) (全病院に原則年一回実施/毎年度) ※施策目標に係る指標 1 と同じ。	8,656	8,645	8,669	8,518	集計中
2	立入検査結果の遵守率(単位:%) (一) ※施策目標に係る指標 2 と同じ。	96.4	96.7	96.7	97.0	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標については、年度終了後に実施主体である各都道府県等がとりまとめ、厚生労働省に報告する。厚生労働省においては、各都道府県等(※)からの報告内容に不備がないか確認してから公表している。</li> <li>平成18年度の数値については、現在集計中であり、平成19年12月には確定値等を公表予定である。</li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 医療法第25条第1項に基づく立入検査						
平成19年度 予 算 額 : 一 円 (補助割合:[国 / ][ / ][ / ])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ( )						
事業としての予算はありません。						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所						
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人						
その他(保健所設置市及び特別区)						
概要: 特定機能病院以外の病院について、医療法に基づく立入検査は自治事務として各都道府県等が実施しており、国は、各都道府県が適切に立入検査を実施できるよう、立入検査要綱を示すとともに、毎年度、留意事項等の周知徹底を図っている。						
事務事業名 : 医療法第25条第3項に基づく立入検査						
平成19年度 予 算 額 : 8,721千円(医療施設指導等経費の内数)						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所						
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人						
その他(保健所設置市及び特別区)						
概要: 高度の医療を提供する特定機能病院は、一般の病院及び有床診療所より高度な安全管理のための体制の確保が義務付けられていることなどから、厚生労働大臣が承認することとなっており、立入検査も、厚生労働省が各都道府県等と合同で行っている。安全管理体制及び院内感染防止対策の確保状況についても検査を行った上で、不適切な事例があった場合は、早急に改善を図るよう指摘・指導を行っている。						